

第 18 回 桑名市新型インフルエンザ等対策本部会議を開催しました
(第 41 回 桑名市新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

日時 令和 3 年 5 月 10 日 (月曜日) 午前 11 時 15 分から午前 11 時 55 分

会議概要

1. 現状の報告及び今後の対応方針について

感染者発生状況について

(事務局)

- ・ 県内の感染者発生状況について、3 月下旬以降増加、直近では急増傾向にあり、1 日あたりの感染者数も増えてきている。
- ・ 三重県モニタリング指標の状況としては、病床のひっ迫具合を示す病床占有率は、5 月 9 日時点で警戒レベルとなる 59.2%となっており、政府新型コロナウイルス感染症対策分科会から示された政府指標においても「ステージⅣ」の指標を大きく超える数値となっている。
- ・ 桑名市の感染者の状況としては、4 月 80 件、5 月は 30 件に近付いて増えてきている状況であり、家族や職場での感染が増加している。

「三重県まん延防止等重点措置～県民の皆様の命と健康を守るために～」について

(事務局)

- ・ 5 月 7 日、政府が三重県への「まん延防止等重点措置」の適用を決定したことから、同日、「三重県まん延防止等重点措置～県民の皆様の命と健康を守るために～」を出し、5 月 10 日付で一部変更し、基本的な感染対策を継続的にお願いしている「三重県指針」ver. 11 と併せ、今、緊急的に行うべき対策についてお願いするものとしている。対象地域を、桑名市を含む北勢地域の 10 市町及び伊賀地域の 2 市とし、措置実施期間は令和 3 年 5 月 9 日 (日曜日) から 5 月 31 日 (月曜日) までとし、主に次の点が挙げられる。

○県民の皆様へとして

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 6 第 2 項に基づく協力要請として、20 時以降、飲食店にみだりに出入りすることを避ける。
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく協力要請として、生活の維持に必要な場合を除き、日中も含め、外出や移動を避け、県境を越える移動を避ける。

○事業者の皆様へとして

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 6 第 1 項に基づく要請として、飲食店において営業時間を 20 時までとし、酒類の提供 (利用者による酒類の店内持込を含む) を行わないよう要請する。

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 6 第 1 項に基づく要請として、飲食店においてカラオケを行う設備を提供している場合、カラオケ設備の利用を行わないよう要請する。
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく要請として、建築物の床面積が 1,000 平方メートルを超える劇場・ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）・運動施設・遊興施設・物品販売業・サービス業（生活必需物資、サービスを除く）等の施設においては、施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があるため、営業時間を 20 時までとするようお願いする。

○三重県が実施する対策について

三重県が実施する対策として、主に次の点が挙げられる。

- ・ 後方支援病院等の確保
新型コロナウイルス感染症の回復患者の退院・転院調整を円滑に行い、より効率的に病床を活用するため、関係団体等と連携し、後方支援病院（介護老人保健施設を含む）の確保に向けた取組を進める。
- ・ ワクチン接種体制の整備
高齢者を対象とした住民接種について、7 月末までの完了をめざす。
- ・ 社会的検査の実施
集団感染等のリスクが高い高齢者施設や障がい者施設を対象とした社会的検査を、5 月中旬から 7 月末まで実施する。
- ・ 外国人住民への周知・啓発及び多言語支援
外国人を雇用する県内企業に対し、やさしい日本語や多言語での啓発チラシを送付し、外国人労働者への周知を依頼する。
- ・ まん延防止等重点措置適用の影響に対する支援等
飲食店への営業時間短縮要請の延長に伴い、全面的に協力していただいた事業者に、引き続き時短要請協力金を支給する。
- ・ 飲食店などの安心利用のための認証制度の創設
県民が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度を創設し、5 月 11 日（火曜日）に運用を開始する。

「三重県指針」ver. 11 について

（事務局）

- ・ 4 月 5 日、三重県において、「三重県指針」ver. 10 が発表され、本日 5 月 10 日、一部改定し「三重県指針」ver. 11 を発表した。三重県が 4 月 19 日に県独自の緊急警戒宣言を発出、4 月 26 日に緊急警戒宣言を抜本的に強化したが、感染者数が増加傾向にあり、病床占有率が 50%を大きく超え、重症用病床占有率も 20%を超える危機的な状況が続く中、5 月 7 日に三重県への「まん延防止等重点措置」の適用が決定された現状をふまえたもので、適用

期間については令和3年5月10日(月曜日)から令和3年5月31日(月曜日)までとし、主な変更点や追加部分としては次の点が挙げられる。

○県民への皆様へとして

- ・感染力が強く、重症化しやすいとされている変異株への置き換わりが進む中において、密閉、密集、密接の重なる場面だけでなく、2つ、あるいは1つだけの『密』の要素だけでも感染リスクがあることから、密閉空間・密集場所・密接場面の回避、人と人との一定の距離を確保(2m程度)する。
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請として、「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は感染リスクが高まるため、参加を避け、少人数、短時間の飲食であっても、特に飛沫感染に注意するなど、感染防止対策を徹底する。
- ・飲食店以外においても、大人数や長時間となる飲食は感染リスクが高まることから、路上や公園など、屋外であっても大人数・長時間となる飲食は避ける。

○事業者の皆様へとして

- ・飲食店においては、「アクリル板の設置または座席間隔の確保」、「手指消毒の徹底」、「マスク着用の呼びかけ」、「換気の徹底」などの対策を徹底する。

○イベントにおける感染防止対策として

- ・イベントの開催制限等については、令和3年6月30日(水曜日)までの適用とする。

新型コロナウイルス感染症に関する市長メッセージについて

(事務局)

- ・4月25日、東京都、近隣府県に「緊急事態宣言」発出以降、5月12日から近隣の愛知県が追加される。5月7日、政府が岐阜県とともに三重県への「まん延防止等重点措置」の適用を決定し、本市を含めた北勢地域の医療提供体制がひっ迫し、感染者用の病床使用率等が極めて厳しい状況下にあることなどを踏まえて、同日、市長からメッセージを発出した。

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準」について

(事務局)

- ・変更点としては、屋内・屋外を問わず、人数の上限を5,000人とし、収容率は、大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合は100%以内、大声での歓声・声援等が想定される場合は50%以内としている。
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合については、固定席がある場合は、座席を前後左右の1席空けることとするが、グループでの参加は、少なくともグループごと(5名以内)で前後左右の1席は空け、固定席がない場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔(1m以上)を空けること。そして、演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保すること。

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合については、大声を出す者がいた際に個別に注意等を行うこと。また、固定席がない場合など、収容定員が設定されていない場合は「密」となる状況が発生しないよう、最低限人と人が接触しない間隔を空けること。そして、演者が歌唱等を行う場合は、舞台から観客まで一定の距離（2m）を確保すること。
- ・現在の桑名市の基準適用期間は三重県の基準にあわせて5月31日（月曜日）までとなっている。三重県が5月10日付で「三重県指針」ver. 10を「三重県指針」ver. 11に一部改定し、イベントの開催制限等について、適用期間を6月30日（水曜日）まで延長したことから、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るための市主催事業等の開催及び貸館基準」についても県と同様に6月30日（水曜日）まで延長することとしたい。

市施設の開館状況について

（事務局）

- ・5月9日現在の市施設の開館状況を一覧にまとめた。新しい基準に照らし、対応をお願いしたい。

2. その他

（地域コミュニティ局）

- ・「三重県まん延防止等重点措置～県民の皆様の命と健康を守るために～」では、図書館は営業時間短縮対象外施設となっている。中央図書館の閉館時間について、中央図書館が入るくわなメディアライヴの閉館時間が20時となっており、施設管理の都合上20時閉館としたい。

（事務局）

- ・「三重県まん延防止等重点措置～県民の皆様の命と健康を守るために～」では、図書館は20時までの営業時間短縮対象外施設となっているが、中央図書館が入るくわなメディアライヴは1,000㎡を超える施設に該当し、営業時間短縮対象施設となるため、施設管理の観点から図書館の閉館時間を他施設に合わせることは妥当性があり、やむを得ないとする。

（事務局）

- ・次回対策本部会議 未定